４　軟式野球

(イ)　日　　時　　6月18日（土）・19日（日）・25日（土）・26日（日）

予備日：20日（月）・21日（火）・27日（月）・28日（火）

　　　　　　　　　競技開始　午前8時30分（開会式は行いません）

(ロ)　会　　場　　6月18日　塩尻市営球場・松本四賀球場・本城球場

　　　　　　　 6月19日　塩尻市営球場・松本四賀球場・本城球場

　　　　　　　　 6月25日　松本四賀球場・松川球場

6月26日　松本四賀球場

　　　　　　　　　※雨天順延の場合は次の会場で行う。

　　　　　　　　　　20日　塩尻市営球場・松本四賀球場・松本市野球場

21日　塩尻市営球場・松本四賀球場・松本市野球場

　　　　　　　　　　28日　松本四賀球場・塩尻市営球場

　　　　　　　　　　29日　松本四賀球場・塩尻市営球場

　　　　　　　　　※競技できる会場は実施し、できない会場のみを順延する。実施できずに順延した会場は、試合会場等を変更する場合もある。

　　　　　　　　　※連続雨天順延の場合は、事務局と専門委員で協議の上決定し、関係チームに連絡する。

(ハ)　参加資格　　松本市、安曇野市、塩筑、大北のチーム

(ニ)　チーム編成　監督（引率責任者）1名（校長・教員または部活動指導員）、選手9名以上20名以内、スコアラー2名以内（部員または教員）とする。この他に、コーチ2名以内（教員、部活動指導員または外部指導者（コーチ））を追加することができる。但し、外部指導者（コーチ）については学校長が認めた者1名とし、その場合には申込時に専門委員長に所定の用紙を届けること。

(ホ)　大会規定等

　　1．2022公認野球規則及び長野県中体連特別規定（R4年度版）及び本大会規定による。但し、全国大会の規定が決定し次第、北信越ブロックの規定に合わせ、変更・追加する場合がある。出場校は、上記の規則及び規定、競技者必携を熟読の上、申し込みを行うこと。

　　※特に注意すべきこと

　　　①7回終了時点で勝敗が決しない場合にはタイブレーク（特別延長戦）を行う。無死一・二塁、継続打順で行う。

　　　②試合中、熱中症の危険がある場合は、守備時間20分を超えた場合「給水タイム」をとる。

　　　③ユニフォームの着用にあたって、背番号は1番から20番までとし、一桁までは原則としてポジションを示す数字であり、全員が続き番号であること。

(ヘ)　申込方法　　出場する意志のある学校は、中信大会要項の規定の様式の「申込書」を、郡市委員長に提出する。必要な学校は「外部指導者（コーチ）のベンチ入り届」を同時に提出する。

　　　　　　　　　申込期限は、５月２０日の監督会議とし、当日持参も可とする。なお、期限までに提出されない場合、大会出場資格を取り消すことがあるので注意すること。

(ト)　大会参加費　登録選手全員より大会参加費を徴収する。金額は1人500円とする。

各郡市事務局の指示に従い、学校ごとに参加費を納入すること。

　　　　　　　　　登録選手へのプログラムは無償で配布する。登録外の他の部員も購入できるので、申込時に必要冊数を記入する。1冊300円。

(チ)　感染症対策

・アップ会場は設けない。試合前にアップ時間を３０分程度とる。先発予定投手の投球練習は通常通り４回終了後から行っても構わない。該当校の許可を得てから行なう。（サイン交換中に声をかけないなど、試合の妨げにならないように配慮すること。）

・試合開始、終了時のあいさつはベンチ前に整列して行う。主将はネクストバッターズサークル内に立つ。

・各校で観戦者名簿を作成し、大会当日朝に各会場の専門委員に提出する。

・観戦者は１～２ｍ以上離れて観戦し、マスクの着用を義務付ける。声を出しての応援は行わない。

・試合を終えたチームから選手は速やかに帰り、顧問は運営のため残る。

・試合間にベンチ、トイレ、その他共用の物品などの消毒を大会役員が行う。各チームの物品の消毒は各チームで責任をもって行うこととする。

・ベンチスタッフはマスクを着用する。

・各試合に生徒補助員はおかない。（試合をしているチーム同士でボールの管理を行う。放送機器を使用してのアナウンスも行わない。）

・ベンチにジャグを持ち込まない。

・審判員や大会役員などへの湯茶はペットボトルを個々に準備し、各自で管理していただく。

・その他、感染状況により追加で対策を行うことがある。（監督会議や当日の打ち合わせで連絡をする）

(リ)　その他

　　1．組み合わせを含めた、上記記載事項以外の必要事項については出場チームあてに後日連絡・配布する。なお、組み合わせは「監督会議」の中で組み合わせ抽選を行い、決定する。

　　2．各参加チームは、各会場の使用上の注意を厳守すること。なお車の路上駐車など近隣の住民に迷惑のかかる行為は絶対にないようにすること。